

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (リチウムイオン蓄電システム)

【書類作成時の留意事項】

◎(1) 工事請負契約書等のコピー

◆注文者と請負者の両者について、署名又は押印があること。

- ・注文者は設置場所に居住する個人の名前であることが必要です（法人名義は不可）。
- ・注文書と請書の組み合わせでも可。

◆リチウムイオン蓄電システムの設置に要する費用が分かること。

- ・リチウムイオン蓄電システム設置代以外の内容が含まれている場合、内訳が分かる書類等を添付してください。
- ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書を添付する等により対応してください。

◆リチウムイオン蓄電システムの機器型番が明示されていること。

- ・機器の特定に必要となります。
- ・契約書本体に記載がない場合、明細や契約書に対応する見積書等を添付してください。

(2) システムの規格等が確認できる書類

- ・メーカーパンフレットのコピー、メーカーWEBサイトの印刷物等をコピーし、提出してください。

◎(3) 設置場所の案内図

◆設置住宅を容易に特定できるもの。

- ・地図で、設置場所を特定してください。
- ・特に新築物件やWEB上の地図などの場合は、対象の住宅がわかるように線を追記するなどして、設置場所が確実に分かるようにしてください。

◎(4) 市税の完納を証する納税証明書

◆刈谷市役所 税務課等で発行される「完納証明書」。

- ・証明日時点において、刈谷市で課税された税金について、滞納が一切ないことを証明するものです。納税証明書の一つですが、税目・税額等が表示されない点で通常の納税証明書と異なります。
- ・刈谷市外在住の方は、刈谷市への転入手続き後に交付申請し、実績報告書の提出時に併せてご提出ください。
- ・委任状を使用することで、申請者の代理の方が受取ることも可能です。

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。

※設置区分3の建売住宅の場合は、個別に環境推進課にご確認ください。

(建売住宅への設置工事の前に、設置業者による認定申請が必要です。)

※2世帯住宅の方が世帯ごとに1基ずつ（計2基）申請される場合は、環境推進課にご連絡ください。